参考資料

○双葉町都市計画審議会条例

（設置）

第１条　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７７条の２第１項の規定に基づき，同法によりその権限に属させられた事項を調査審議させ，及び町長の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため，都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会の所掌事務は，次のとおりとする。

（１）　都市計画法第１９条の規定により都市計画を決定する場合における事前審議に関すること。

（２）　町長の諮問に応じ，都市計画に関する事項について調査審議すること。

（３）　都市計画に関する事項について関係行政機関に建議すること。

（４）　その他町長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　審議会は，委員１２人以内で組織する。

２　委員は，都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和４４年政令第１１号）第３条第１項及び第２項に規定する者のうちから町長が任命する。

３　委員の任期は，２年とする。

４　委員は，再任されることができる。

（臨時委員及び専門委員）

第４条　審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは，臨時委員若干人を置くことができる。

２　審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは，専門委員若干人を置くことができる。

３　臨時委員及び専門委員は，町長が委嘱し，又は任命する。

４　臨時委員は，その特別の事項に関する調査審議が終了したとき，専門委員は，その専門の事項に関する調査が終了したときは，解嘱され，又は解任されるものとする。

（会長）

第５条　審議会に会長をおき，会長は学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

２　会長は，会務を総理する。

３　会長に事故があるときは，会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第６条　審議会は，委員及び議事に関係のある臨時委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

２　審議会の議事は，出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。

（幹事）

第７条　審議会に審議会の庶務を処理するため，幹事若干人をおく。

２　幹事は，町職員のうちから町長が任命する。

３　幹事は会長の命を受け，会務を処理する。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は，建設課において処理する。

（委任）

第９条　この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，町長が定める。

○都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（関係条項のみ抜粋）

第３条　市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。

２　市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

３～４（略）